旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 21 年８月 21 日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日(保証社員になった場合)　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①明星自動車株式会社旅行事業部　②第３種旅行業務　③北海道知事登録旅行業第３－467号　④明星自動車株式会社　札幌市南区南34条西11丁目７番１号　代表取締役　平島隆司　⑤明星自動車株式会社本社営業所　札幌市南区南34条西11丁目７番１号　⑥平成16年６月25日　⑧平成21年６月25日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市南区南34条西11丁目７番１号　明星自動車株式会社　代表取締役　平島隆司

Ｂ　①有限会社アイトラベルサービス　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－700号　④有限会社アイトラベルサービス　埼玉県本庄市けや木一丁目26番16号　代表取締役　飯塚章治　⑤本店　埼玉県本庄市けや木一丁目26番16号　⑥平成７年８月21日　⑧平成20年８月21日　⑩250万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県本庄市朝日町一丁目４番６号　埼玉県本庄県税事務所長　奥山秀

Ｂ　①有限会社ブルーム　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5336号　④有限会社ブルーム　東京都足立区千住四丁目10番３－902号　取締役　正木花苗　⑤本社営業所　東京都足立区千住４丁目10番地３－902号　⑥平成15年５月27日　⑧平成20年５月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都足立区千住四丁目10番３－902号　有限会社ブルーム　取締役　正木花苗

Ｂ　①日中友好企画有限会社（日中友好協会交流センター）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4001号　④日中友好企画有限会社　東京都千代田区神田錦町１丁目４番地　代表取締役　朽木光晴　⑤本社営業所　東京都千代田区神田錦町１丁目４番地　⑥平成８年７月22日　⑧平成21年７月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田錦町１丁目４番地　日中友好企画有限会社　代表取締役　朽木光晴

Ｂ　①パール商事株式会社（パールツアーセンター）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4004号　④パール商事株式会社　東京都中央区八丁堀四丁目10番１号　代表取締役　顔錦川　⑤本社営業所　東京都中央区八丁堀４－10－１甲東ビル201号　⑥平成８年７月22日　⑧平成21年７月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区八丁堀四丁目10番１号　パール商事株式会社　代表取締役　顔錦川

Ｂ　①有限会社さくら綜合レジャー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5724号　④有限会社さくら綜合レジャー　東京都港区西新橋三丁目23番６号　取締役　志村清　⑤本社営業所　東京都港区西新橋三丁目23番６号　⑥平成16年６月10日　⑧平成21年６月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区西新橋三丁目23番６号　有限会社さくら綜合レジャー　取締役　志村清

Ｃ　①シティトラベルサービス株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3614号　④シティトラベルサービス株式会社　東京都豊島区北大塚二丁目21番２号柏ビル１Ｆ　代表取締役　陳乃華　⑤本社営業所　東京都豊島区北大塚二丁目21番２号柏ビル１Ｆ　⑥平成８年３月26日　⑨平成21年７月３日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区北大塚二丁目21番２号柏ビル１Ｆ　シティトラベルサービス株式会社　代表取締役　陳乃華

Ｂ　①株式会社藤花観光（藤花観光ツアーズ）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1185号　④株式会社藤花観光（藤花観光ツアーズ）　愛知県岡崎市桜井寺町字東野46－２　代表取締役　近藤譲二　⑤額田営業所　愛知県岡崎市桜井寺町字東野46－２　⑥平成17年12月23日　⑧平成21年７月18日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県岡崎市桜井寺町字東野46－２　株式会社藤花観光（藤花観光ツアーズ）　代表取締役　近藤譲二

Ｂ　①株式会社コープ自然派事業センター　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2393号　④株式会社コープ自然派事業センター　徳島県徳島市川内町平石若松204－６　代表取締役　大川智恵子　⑤株式会社コープ自然派事業センター　大阪府大阪市西区西本町２－１－41－４Ｆ　⑥平成８年４月18日　⑧平成21年４月18日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫徳島県徳島市川内町平石若松204－６　株式会社コープ自然派事業センター　代表取締役　大川智恵子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 21 年８月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。